

地域連携促進事業補助金等交付要綱

平成 29 年 6 月 16 日
市民文化局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、まちづくりのスキル・ノウハウ・アイデアを有するN P Oを、当該スキル等の活用を希望する地域へ派遣して活動することにより、N P Oと地域との連携促進等に資するための経費を本市が補助することについて、必要事項を定めることを目的とする（この要綱は、地域課題解決のためのネットワーク構築事業のうち、地域連携促進事業について別に定めるものである）。

2 前項の補助金の交付に関しては、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年訓令第 24 号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) N P O 特定非営利活動法人又は以下の全ての事項に該当する団体で、市内に事務所があるものをいう。

- ア 不特定多数の利益増進に寄与することが目的になっていること。
- イ 営利を目的としていないこと。
- ウ 宗教活動が主たる目的となっていないこと。
- エ 政治活動が主たる目的となっていないこと。
- オ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいい、候補者を含む。）及び政党の推薦並びに反対等が活動の目的となっていないこと。
- カ 特定の個人又は法人等の利益目的の事業を行っていないこと。
- キ 特定の政党のために利用されていないこと。
- ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- ケ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- コ 会則及び会計に係る規則等を設けていること。
- サ 1 年以上の活動実績を有していること。

(2) 町内会等 町内会又は自治会（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁に基づいて形成された団体をいう。）若しくはその連合体、及び市民まちづくり活動を行う地縁に基づく団体（地区民生委員・児童委員協議会、福祉のまち推進センター、青少年育成委員会、P T Aなど）をいう。

(補助対象者)

第3条 地域連携促進事業補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、地域連携促進事業に応募し、審査を経て採択されたN P Oとする。

(補助対象事業)

第4条 この要綱により補助金を交付する事業は、名称を地域連携促進事業とする。

2 地域連携促進事業は次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 非営利かつ不特定多数の地域住民を対象とした活動であること。
- (2) 札幌市内で行う活動であること。
- (3) NPOが有するスキル・ノウハウ・アイデアに沿った活動であること。
- (4) 補助金の交付年度において、札幌市の他の助成金等を受ける活動でないこと。

(補助対象経費)

第5条 事業の実施に直接必要となる次の各号に定める経費を対象とする。

- (1) 人件費（1名当たり日額5,000円以内）
- (2) 交通費・燃料費
- (3) 消耗品費・材料費・印刷製本費
- (4) 役務費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) その他市長が適当と認める経費

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する経費は対象としない。

- (1) 食糧費（事業に附隨するものは除く）
- (2) 団体の維持運営に伴う経常的経費
- (3) その他市長が適当でないと認める経費

3 補助対象経費については、原則、補助金交付決定日以降から当該年度内の事業実施日までに支払った経費を対象とする。ただし、補助金交付決定前の次の次号に掲げる経費については、補助対象経費と認めることができる。なお、事業が実施できなかった場合を除く。

- (1) NPOを地域に派遣することが決定した事業について、地域との事前打ち合わせに要した費用相当分（人件費及び交通費）。ただし、補助対象は2名以内とし、人件費は1名当たり1,500円以内とする。

(補助金額等)

第6条 補助金は補助対象経費の全額とし、予算の範囲内で交付する。

2 一つの事業につき、上限を5万円とする。

3 補助金の交付は同一の団体が同一の地域に行った活動に対し、年度を問わず3回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式1）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式2）
- (2) 収支予算書（様式3）
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は前条の補助金の交付申請があった場合に、補助金の交付事業として認める旨を決定したときは補助金交付決定通知書（様式4）を、認めない旨を決定したときは、理由を付した補助金不交付決定通知書（様式5）により、申請者に通知しなければならない。

(事業の実績報告書)

第9条 補助金の交付を受ける者（以下「交付者」という。）は、補助対象事業終了日の翌日から起算して30日以内又は補助対象年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式6）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 実施報告書（様式7）
- (2) 収支決算書（様式8）
- (3) 事業の成果を証明するもの
- (4) その他市長が必要と認めた書類

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による事業実績報告があった場合においては、その内容等を審査し、当該事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式9）により交付者に通知するものとする。

2 交付額の確定にあたり、当該事業の実施に伴う収入があり、補助を受けることによって収益が生じる場合は、補助金の額から収益相当額を控除するもとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による補助金確定の通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

（報告の徴収等）

第12条 市長は、交付者に対して必要な報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（補助金の交付の決定の取消し）

第13条 市長は、交付者が次の各号に掲げる事由のうちいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 連携促進事業を中止した場合。
- (4) 連携促進事業を遂行する見込みがなくなったと認められる場合。
- (5) その他この補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に違反したとき。

2 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、取り消した理由を付した補助金交付取消決定通知書（様式10）により、速やかに交付者に通知するものとする。

3 第1項第1号から第5号までの規定は、地域連携促進事業について交付すべき補助金交付額確定通知があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還決定通知書（様式11）により、速やかに交付者に通知するとともに、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（善管注意義務等）

第15条 当該事業により取得し、又は効用が増加した財産については、連携促進事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならぬ。

(経費区分及び帳簿等の整理保管)

第 16 条 交付者は、当該事業に関する経理についての収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、これらの中の証拠書類を当該事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間は保管しなければならない。

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付事務の取扱に関して必要な事項については市民文化局長が定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 7 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 7 月 18 日から施行し、改正後の第 6 条第 2 項の規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

様式 1

令和 年 月 日

(宛先) 札幌市長

所在地

名 称

代表者の肩書・氏名

電話番号

地域連携促進事業補助金交付申請書

令和 年度地域連携促進事業補助金の交付を受けたいので、「地域連携促進事業補助金等交付要綱」の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 実施地域名（町内会名等）

3 実施予定日

4 補助金交付申請額

事業費総額	金	円
補助対象経費	金	円
事業に関する収入	金	円
<u>補助金交付申請額</u>	<u>金</u>	<u>円</u>

注 関係書類として、実施計画書及び収支予算書を添付してください。

様式2

実施計画書

1 事前打ち合わせ

日 時 :

場 所 :

参加者 : N P O

地 域

2 実施予定内容

事業名 :

内容詳細

【実施日時】

【実施場所】

【活動内容】

N P Oの従事予定者氏名

地域からの協力スタッフ予定者数と役割

スタッフ予定者数 : 名

役割 :

同 意 書

当地域(町内会等)は、N P Oと協力して行う上記活動の実施について同意いたします。

また、N P Oとの事前打ち合わせを上記のとおり実施しました。

実施地域名		
代表者	住所 肩書 氏名	<肩書> <氏名>
		（ ）

收支予算書

法人名 _____

(円)

項 目		予 算 額	内 訳
收 入	事業に関する収入	円	
	補助金交付申請額	円	
		円	
	合 計	円	
支 出	補助対象経費	円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	小 計	円	
	補助対象外経費	円	
		円	
		円	
		円	
合 計		円	

※補助額の上限は 50,000 円。

様式4

札自治第 号
令和 年(年) 月 日

様

札幌市長

地域連携促進事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請書を受理した令和 年度地域連携促進事業補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1 事業名

2 補助対象経費

3 補助金交付額

4 補助条件

- (1) 事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得てください。
 - (2) 補助金は、目的以外に使用することができません。
 - (3) 事業終了日の翌日から起算して 30 日以内又は補助対象年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実施報告書に収支決算書及び事業の成果を証明する書類を添付し、市長あて提出してください。
 - (4) 補助対象事業に係る決算額が補助金交付額に満たないときは、その満たない額に応じて補助金額を減じます。
 - (5) 補助対象事業に係る決算額からその事業に関する収入の決算額を控除した額が、補助金交付額から(4)により減ずる額を差引いた額に満たないときは、その満たない額を更に減じます。
- 5 補助条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不適当と認めたときは、補助を取消し若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがあります。
- 6 市長が必要と認めたときは、地方自治法第 221 条第 2 項の規定により隨時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることができます。

様式5

札自治第 号
令和 年(年) 月 日

様

札幌市長

地域連携促進事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請書を受理した令和 年度地域連携促進事業補助金については、下記の理由により交付しないことと決定しましたので、通知します。

記

1 事業名

2 交付しない理由

様式6

令和 年 月 日

(宛先) 札幌市長

所在地

名 称

代表者の肩書・氏名

電話番号

地域連携促進事業実績報告書

令和 年 月 日付札自治第 号により、令和 年度地域連携促進事業補助金の交付決定を受けた事業の実施結果について、下記のとおり、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名

2 実施地域名（町内会名等）

3 実施日

4 補助金額

事業費総額	金	円
補助金交付決定額	金	円
補助対象経費決算額	金	円
事業に関する収入	金	円
<u>補助金額</u>	<u>金</u>	<u>円</u>

注 関係書類として、実施報告書、収支決算書及び活動経費の支出に係る領収書等を添付してください。

様式 7

実施報告書

令和 年 月 日

(宛先) 札幌市長

所在地

名 称

代表者の肩書・氏名

電話番号

1 事業名

2 実施状況

内容詳細

【実施日時】

【実施場所】

【実際の実施内容】

※活動の際の写真を添付願います。

3 活動によって生まれた効果や課題

4 地域及びN P Oの参加状況

地 域	実施地域名 (町内会名等)	
	運営協力者 名	役職・氏名
	参加者数 名	(属性)
N P O	N P O従事者 (氏名・住所、活動従事日を必ず記入)	

5 地域の評価等依頼者

評価等 の依頼者 (代表)	住 所	
	肩書・ 氏名等	肩書) 氏名) —

様式8

令和 年 月 日

収支決算書

法人名

(円)

項 目		予 算 額	決 算 額	内 訳	
収 入	事業に関する収入	円	円		
	補助金額	円	円		
		円	円		
	合 計	円	円		
支 出	補 助 対 象 経 費	円	円		
		円	円		
		円	円		
		円	円		
		円	円		
	小 計	円	円		
	補 助 対 象 外 経 費	円	円		
		円	円		
		円	円		
小 計		円	円		
合 計		円	円		

※補助額の上限は 50,000 円。

※補助対象経費にかかる支出は、領収書を添付すること。また、内訳にも詳細に記載すること。

様式9

札自治第 号
令和 年(年) 月 日

様

札幌市長

地域連携促進事業補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付で受理した令和 年度地域連携促進事業実績報告書に基づき、下記のとおり、当該地域連携促進事業補助金の額を確定したので、通知します。

記

1 事業名

2 補助金交付確定額

事業費総額	金	円
補助対象経費	金	円
事業に関する収入	金	円
<u>補助金交付確定額</u>	<u>金</u>	<u>円</u>

様式 10

札自治第 号
令和 年(年) 月 日

様

札幌市長

地域連携促進事業補助金交付取消決定通知書

令和 年 月 日付で交付決定した令和 年度地域連携促進事業補助金について、下記のとおり交付取消することに決定しましたので、通知します。

記

1 事業名

2 交付取消の理由

様式 11

札自治第 号
令和 年(年) 月 日

様

札幌市長

地域連携促進事業補助金返還決定通知書

令和 年 月 日付で交付決定した令和 年度地域連携促進事業補助金について、下記のとおり返還請求することに決定しましたので、通知します。

記

1 事業名

2 返還請求の理由

3 返還請求金額

4 返還方法

5 返還期限